

ソフトウェア使用許諾契約書

この契約は、お客様（個人/法人を問いません）と弊社との間の契約であり、お客様が本契約内容に同意いただいた場合のみ本ソフトウェアをご使用いただけます。本ソフトウェアをご使用になる前に下記事項をお読みください。本ソフトウェアの記録された媒体の梱包を開封されますと、お客様は下記事項に同意されたものとみなされます。お客様が本契約内容に同意いただけない場合には、本ソフトウェアの記録された媒体を未開封のままの状態で購入元へ速やかに返送し、返金を受けてください。

第1条（使用許諾の対象）本契約において「本ソフトウェア」とは、弊社が制作した下記名称のハードウェア記述言語で表現された下記名称の弊社知的財産をいい、マニュアル等の文書、設定データ等を含むものといたします。

名称：<IPコアの品名、型番、ライセンス番号>

第2条（使用権の許諾）記憶媒体に記録された本ソフトウェア及び関連文書が、本使用許諾の条件に基づき、株式会社機械学習研究所よりお客様に使用許諾されます。株式会社機械学習研究所は、本ソフトウェアから生成された回路が、一品種の装置において装置の一部として使用される時に限り、弊社の書面による承諾を得た上で、お客様に限定的且つ非独占的な使用を許諾するものです。

第2項 本ソフトウェアから生成された回路とは、本ソフトウェアにもとづいて生成された回路データあるいは回路をいい、論理合成ツールなどのソフトウェアによって自動生成された回路データあるいは回路だけでなく、手動で設計された回路データあるいは回路も含むものとします。

第3項 装置とは、本ソフトウェアの搭載される集積回路を含む、複数の電子部品から構成されるものを言います。

第4項 一品種の装置とは、第1に、装置の品名と型番が同一であること、第2に、本ソフトウェアの搭載される集積回路の品名と型番が同一であること、これらの要件すべてを満たす任意の数量の装置のことを言います。

第3条（著作権）本ソフトウェアに関する著作権（著作人格権）特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的所有権は株式会社機械学習研究所へ独占的に帰属します。お客様は、株式会社機械学習研究所の書面による事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェアを第三者へ、使用貸与または譲渡できないものとし、かつ、本ソフトウェアに担保権を設定することはできないものとします。

第4条（複製）お客様は、本ソフトウェアの全体または一部をバックアップの目的および回路を生成する目的のためにのみ複製することができます。

第5条（改変）お客様は、弊社および第三者の著作権を侵害しない範囲で、本ソフトウェアを改変することができます。内容を追加または削除しもしくはほかのデータ等を組み込むことは改変に含まれます。お客様は、本ソフトウェアにおける弊社の著作権表示を変更または削除することはできません。お客様は、本ソフトウェアに自らの著作権表示を追加することはできません。

第6条（免責）本ソフトウェアの使用によって何らかの障害が生じても、株式会社機械学習研究所は当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。

第7条（秘密保持）お客様は、本ソフトウェアが株式会社機械学習研究所の営業秘密であり続けることを承認するものとします。お客様は、営業秘密として、ご自身の所有権または秘密情報を保護するのと同様に、株式会社機械学習研究所が本ソフトウェアにおいて供給する所有権または秘密情報を保護するために最善の努力をするものとし、少なくとも当該所有権または秘密情報を保護するために妥当な注意を怠ることなく、また本契約の条件で特に許可される場合を除いて、当該所有権または営業秘密を、お客様自身の利益のためもしくは他のいかなる個人、または法人の利益のためにも利用しないものとします。

第8条（輸出管理）お客様は、本ソフトウェアおよび本ソフトウェアから生成された回路を輸出または海外に持ち出す場合には「外国為替及び外国貿易法」及び関連法令の定めるところに従い、日本国政府の許可を得なければなりません。

第9条（使用権の終了）お客様が本契約に違反した場合、弊社は本契約を解除し、お客様のご使用を終了することができます。